

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530117

研究課題名(和文)多数当事者が関与する信託に関する研究

研究課題名(英文)The Office of the Trust Protector: Its Powers, Duties and the Relationship with the Trustee

研究代表者

木村 仁(KIMURA, Hitoshi)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：40298980

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、受託者以外の第三者(指図権者等)が信託事務処理に関与する権限を有している場合における主要な法的問題点について検討するものである。

第一に、信託法で定められていない者に信託事務処理に関する権限を付与することには限界があること、第二に、指図権等の内容により、指図権者等が負う義務の内容、義務を負う法的構成、義務を免除できる範囲が異なること、そして第三に、指図権者等の指図を受けた受託者は、漫然と指図に従うのではなく、一定の義務を負うべき場合があることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research examines some important legal problems with regard to the trusts having a power holder other than a trustee.

First, rights of beneficiaries provided by article 92 of the Japanese Trust Code should not be granted to third parties other than a trust administrator, trustsupervisor, or an agent of the beneficiaries. Second, it is a question of interpretation of the trust instrument, in light of all the circumstances including the nature of the power, whether the power is for the holder's sole benefit or for the benefit of the trust beneficiaries. Third, if the trustee knows or reasonably should know that the power holder's direction violates a fiduciary duty that the power holder owes to the beneficiaries, the trustee should have a duty to provide advice to the power holder and to warn the beneficiaries of the fact that it could affect the beneficial interests of the trust.

研究分野：信託法

キーワード：信託法 英米法

1. 研究開始当初の背景

英米においては近年、信託の柔軟性と監視の効率性を高めるために、受託者以外の者に、一定の権限を付与する信託の利用が増えており、多数の当事者が信託財産の管理運用、または受益者に対する利益の分配に関与する場合がある。我が国においても、不動産の信託において運用判断業務をアセット・マネージャーが指図する信託、委託者指図型の投資信託など、信託事務処理に関して指図権者が受託者に指図する信託が存在するが、今後高齢化社会が進むにしたがい、福祉型信託において受益者のニーズに応じて受益権の内容を第三者が判断する信託、中小企業の事業承継のために株式を信託する場合において株式の議決権行使を指図する信託など、受託者以外の者が信託の運営に関与する事例の増加が予想される。

しかしながら、受託者以外の多数当事者（以下、指図権者等という）が信託の運営に関与した場合、これらの者はいかなる法律関係に立つのか、我が国においてこれまで十分な議論が展開されていない。指図権者等の義務については、信託業法において指図権者の忠実義務（信託業法 65 条）と行為準則（同法 66 条）が定められているが、信託法自体には指図権者等に関する規定は存在しない。これまで、指図権者等と受託者がいかなる場合にいかなる義務と責任を負うか、指図権者等にいかなる権限を付与できるかという点につき、総合かつ本格的な理論的検討はなされていない。

2. 研究の目的

本研究は、英米信託法における信託プロテクターの義務と責任に関する判例法、制定法および学説を参考にして、我が国において受託者以外の多数当事者が信託の運営に関与する場合の法律関係について総

合的に検討することを目的とする。

具体的には、信託の運営に関与する指図権者等に対して、いかなる権限を付与することができるか、指図権者等は受益者に対していかなる場合にいかなる義務を負うか、受託者は指図権行使の適否について監督する義務を負うのか、そして最後に受託者は、指図権者等が指図権等を行使する際に、何らかの情報提供義務を負うか、という点を中心に、理論的検討を行う。

3. 研究の方法

(1) まず、英米およびオフショアにおけるプロテクターの意義と機能を明らかにしたうえで、信託行為の定めにより、受託者、受益者、信託監督人等以外の第三者に付与することのできる権限の範囲について考察する。

(2) 次に、イギリスにおける権限保持者の義務をめぐる判例および学説の状況、ならびにオフショア、アメリカにおけるプロテクターの義務に関する制定法、判例および学説の状況を明らかにし、我が国において指図権者等が善管注意義務等の義務を負う場合とその法的構成、そして義務の減免の範囲について、指図権者等の性質および権限の内容に応じて検討する。

(3) 第三に、プロテクターが存在する場合における受託者の責任につき、近年この点に関する州制定法の展開が著しいアメリカ法を概観し、我が国において、指図権者等が指図権または同意権を有している場合に、受託者が受益者に対していかなる責任を負うべきかを論ずる。さらに、オフショアの制定法を参考に、受託者の指図権者等に対する情報提供義務についても考察する。

4. 研究成果

(1) 第一に、指図権者等に付与できる権限の範囲に関して、信託法92条各号の単独受益権を制限する権利を第三者に認めることができないことはいうまでもないが、受益者が現

に存する場合において、信託法が信託監督人または受益者代理人に関する規定を設けた趣旨に鑑みて、これら以外の第三者に、単独受益権を付与できないと解すべきである。信託に関する意思決定に係る権利のうち、受益者による行使が予定されていないものについては、第三者にその行使を委ねることは問題がない。受益者による行使を要するとされている権利であっても、受益者が複数存在する場合は、信託法105条により、第三者にその行使を認めることが可能である。ただし、受託者等の損失てん補責任等の免除(信託法42条)については、これを決定する権利を第三者に付与することができないと解される。

(2)第二に、信託業法が適用されない指図権者等について、指図権者等の性質、指図権等の内容により、指図権者等が負う義務の内容、義務を負う際の法的構成、義務を免除できる範囲が異なることを示した。すなわち、指図権者等が単独受益者であるときは、指図権者等の利益のために指図権等が付与されたといえるので、誰に対しても何ら義務を負うものではない。また、委託者が指図権等を留保しているときは、受益者に対する善管注意義務等が軽減されると解される余地がある。受益者に対する信託財産の分配に関する指図権については、受益者指定権・変更権に近接するもので、受益者の個々の事情に応じて、柔軟に利益の分配を行う広い裁量権を委ねたと解することができ、その指図権の行使または不行使の合理性を裁判所が判断することは困難である。したがって、信託財産の分配に関する指図権者には、受託者または信託監督人等の善管注意義務、忠実義務に関する規定が類推適用されるが、その義務は、原則として、信託の目的、信託行為に表された委託者の意思に適合するように、その指図権を誠実に行使することを内容とする。ただし、信託行為の別段の定めにより、信託財産の分配に関する指図権者の義務を完全に免除する

ことも可能と解すべきである。

信託財産の管理に関する指図権については、それが受益者の利益保護にとって重要な権限であることに鑑みて、受託者または信託監督人等の善管注意義務、忠実義務および公平義務に関する規定が類推適用され、信託行為の別段の定めによっても、指図権者が有するこれらの義務を完全に免除することはできないというべきである。同意権については、第三者に同意権を付与した委託者の一般的意思に鑑みて、原則として受託者の判断を尊重し、明らかに不合理な提案であればこれに同意しないことが、同意権者が負う義務の内容と考えられる。

(3)第三に、信託事務処理に關与する指図権者等が存在する信託において、指図権者等の権利行使に関して、受託者がいかなる責任を負うかを分析した。第三者による指図を受けたとき、受託者が指図の適切性について常に積極的な調査義務を負うとするのは、監視コストが高く、迅速な信託事務処理を阻害することになるが、他方、指図権の行使が信託行為の定めを反しているとき、または受託者の性質、受託者が有している情報、指図の内容等に照らして、当該指図が信託の目的または受益者の利益に明らかに反することを受託者が知り、または知るべきであったときは、受託者は、直ちに指図に従うことをせず、指図権者に再考を促し、指図が信託の目的または受益者の利益に反していることを示す事実につき、受益者に通知することが、信託の本旨に適う事務処理として求められるというべきである。受託者の一定の行為に関して同意権者の同意が必要とされているが、同意権者の同意が得られなかった場合、信託行為の定めを合理的な意思解釈として、または信託の本旨に従った事務処理の解釈として、受託者は、同意を求めた行為をしないことが、信託の目的または受益者の利益に明らかに反することを受託者が知り、または知るべきであ

った場合には、同意権者に再考を促す、または受益者に通知する等の義務を負うと解すべきであろう。また、指図権者等がその権限を行使することができない場合において、他の者によってもその指図権等の行使が可能なきときは、受託者および受益者の合意によって、指図権者等による指図権等の行使を不要とする、または後任の指図権者等を選任する等の措置を講じなければならない場合があると思われる。

(4) 受託者が保持している信託財産に関する情報で、指図権者等の権利行使に必要なものについて指図権者等から開示請求があったときは、受託者は、善管注意義務の一環として、これを指図権者等に提供する義務があるというべきである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

木村仁、他人のために管理する専用預金口座に係る預金債権の帰属と信託の成否、私法判例リマークス48号、査読なし、2014年、pp.42-45.

木村仁、指図権者等が関与する信託の法的諸問題、法と政治64巻3号、査読なし、2013年、pp.67-152.

<http://kgur.kwansei.ac.jp/dspace/handle/10236/11537>

木村仁、信託における情報提供義務(Fletcher v. Fletcher) 別冊ジュリスト213号アメリカ法判例百選、査読なし、2012年、pp.222-223

木村仁、投資運用に関する信託行為の定めと受託者の注意義務、法と政治63巻2号、査読なし、2012年、pp.1-94.

<http://kgur.kwansei.ac.jp/dspace/handle/10236/9514>

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕
出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木村 仁 (KIMURA, Hitoshi)
関西学院大学・法学部・教授
研究者番号：40298980

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：